

中間案に対する意見・質疑と回答・対応案一覧

資料 1

議題	種別	委員名 (共有時は削除)	内容	回答・対応案
関係市町及び 庁内関係部局意見	意見	下水道事業課 下水道経営課	当該計画(案)への記載事項の追加 4頁 2(2)アにおける記載を次のように修正する。 (現行)ただし、当該基準の変更は、公的機関が管理する下水処理場のみで実施し、……。 (修正案)ただし、当該基準の変更は、公的機関が管理し、栄養塩類管理運転を行う下水処理場のみで実施し、……。 ※なお、栄養塩類管理運転を行う下水処理場のみへの適用であることを、「計画の概要」と当該基準(案)へも記載することを提案する。	下水道業における栄養塩類管理運転を明確に定義することは困難であり、総量規制基準を定める三重県告示において、栄養塩類管理運転を実施する場合としない場合にC値を見直すことができないため、ご意見のありました記載事項の追加は行わず、現行案どおりとします。
	意見	下水道事業課 下水道経営課	2 関係機関への周知の工夫 下水処理場においては、放流水に関する各種法令のうち、下水道法による事業計画(計画放流水質)を変更する事業場が出てくると思われます。 当該計画による総量規制基準値(総量)を各事業所へ通知する際や、公共下水を管理する様々な部署(県と市町)へ当該計画を周知する際には、次の文言を記載いただきたい。 ①栄養塩類管理運転を柔軟に実施するための基準緩和であり、過度な濃度での放流を推奨するものではないこと。 ②従前のおり下水道法に基づく事業計画や流域別下水道総合整備計画との整合が必要であること。	ただし、総量規制基準値(L値)を通知する際や、当該計画を周知する際には、①栄養塩類管理運転を柔軟に実施するための基準緩和であり、過度な濃度での放流を推奨するものではないこと。②従前のおり下水道法に基づく事業計画や流域別下水道総合整備計画との整合が必要であること。について、該当する下水処理場には、丁寧に説明を行います。
三重県環境生活 常任委員会委員意見	意見	小林委員	先日(令和4年3月10日)の県土整備部の一般質問で、ダム砂や河川堆積土砂を活用した海岸整備に取り組んでいくと答弁されている。海岸整備等の県土整備部の連携についても、計画に書いてはどうか。	計画本文中(3(1)藻場・干潟の保全、再生による自然浄化能力と生物生息機能の増進)に「また、流域圏で発生する河川堆積土砂を活用した干潟再生等、関係機関が連携した取組を進める。」と追記しました。
	意見	小林委員	また、適正な栄養塩類の基準に関する研究がメインで記載されているが、藻場干潟の再生適地や再生目標に関する検討や環境配慮型構造物に関する検討等も計画に盛り込んではどうか。	・再生適地や再生目標に関する検討は「伊勢・三河湾海域干潟ビジョン」で行われています。計画本文中(3(1)藻場・干潟の保全、再生による自然浄化能力と生物生息機能の増進)で「伊勢・三河湾海域干潟ビジョン」に基づき・と記載しており、検討は進めていくこととなります。 ・環境配慮型構造物に関する検討についても、計画本文中(3(3)底質改善対策等の取組の推進)の中に明記しています。
	意見	植地委員	伊勢湾の栄養塩類低下が年々顕著となっており、黒海苔の生産は今漁期も厳しい状況が続いていることから、下水道の管理運転は可能な範囲で速やかに実施していただきたい。	下水処理場の栄養塩類管理運転がより柔軟に実施できるよう、今回の検討において、総量規制基準を改定し、下水道業については、国が定める基準範囲の上限まで引き上げる(緩和)こととしています。なお、改定後の総量規制基準については、できる限り速やかに適用できるように対応したいと考えています。
	意見	植地委員	環境の問題については、県環境生活部だけではなく、農林水産部、県土整備部等との連携が重要である(国の省庁も同様)。今後、データの共有や集約化を進め、総合的な管理を実施できるようになればと思う。	「きれいで豊かな海」の実現に向けては、農林水産部や県土整備部等、関係部局との連携が不可欠であり、引き続き、関係部局で相互に連携しながら国の関係省庁との連携強化し、総合的な水環境改善対策を進めていきます。
	意見	植地委員	きれいで豊かな海をめざすため、多種多様な生物を育む三重の海からの目線で、広く啓発を行っていただきたい。また、県民はもちろん、山や川の環境は県をまたぐこともあり、必要に応じて広い地域への呼びかけや行政の連携も実施していただきたい。	第9次計画では、「きれいで豊かな海」を「環境基準の達成と生物生産性・生物多様性とが調和・両立した海域」と定義し、従来からの「水質」だけでなく、新たに生物学的な観点も取り入れています。また、広域的な流域圏の視点も踏まえて、総合的な水環境改善対策を推進しながら広く啓発や情報発信を行っていきます。
	意見	及川委員	窒素やリン酸塩が不足して海の生産性が落ちているのであれば、削減目標値も重要だが、どちらかというと県独自の下限値の設定の方が必要ではないか。	伊勢湾における生物生産に適正な栄養塩類の濃度については、まだ科学的な知見がありません。そのため、現在水産部局と環境部局、大学が連携して、栄養塩レベルの解明について研究を行っているところです。第9次計画では、海域へ栄養塩類の供給を柔軟に行うことができるよう、下水処理場の栄養塩類管理運転を行っていくとともに、その効果検証のための調査研究を行うこととしています。なお、先行事例である瀬戸内海(兵庫県)における下限値の設定等を参考にしながら、今後必要に応じて検討していきます。

中間案に対する意見・質疑と回答・対応案一覧

資料 1

議題	種別	委員名 (共有時は削除)	内容	回答・対応案
環境審議会意見・質疑	意見	及川委員	貧酸素水塊が発生しているのであれば、総量規制には含まれないが、D0の測定や底層～表層の各目標値の設定も必要ではないか。	海域の底層溶存酸素濃度（D0）については、平成28年3月に環境基準として設定され、伊勢湾においては令和3年度から国が類型指定を行うための検討をすすめており、令和4年度中には類型指定される予定です。
	意見	及川委員	伊勢湾全体（三重・愛知・岐阜）で設定値を考慮する必要はないのか。	国から示された「総量削減基本方針」において、伊勢湾全体（三重・愛知・岐阜）と各県の削減目標量が設定されています。（※添付資料 総量削減基本方針）
	意見	大八木委員	愛知県との情報交換を継続してもらいたい。予算的には限りがあるだろうが、今後のためにもCOD、TN、TPデータだけでなく、TOC、DOCや無機態の窒素リンの動向データ必要性があるので、観測・分析を定期的を実施し、範囲や鉛直分布など把握に役立ててもらいたい。	伊勢湾流域圏の愛知県や岐阜県とは、計画策定においても定期的に情報交換を行うなど連携しています。TOC、DOC、無機態の窒素やリンについては、伊勢湾内の広域総合水質調査において、愛知県と連携しながら、継続的に観測を行っていきます。
	意見	金森委員	水道管の老朽化に伴う破裂や漏れなどの対策は、市町によって格差があるように感じられ、こうした課題も総量に影響を及ぼしているのではないか。	水道管の老朽化に伴う破裂や漏れなどの課題に対する対策については、市町の水道事業部局等で、適切に対応されています。今回の総量の影響については、工場等からの排水や、山林、水田、畑等からの河川流入を考慮しているため、水道管からの漏水は考慮していません。
	意見	赤坂委員	窒素含有量・りん含有量に関して、令和元年度における量より令和6年度における削減目標量の数値が上がっていることに疑問は残るが、総論として賛成する。	窒素、りんの削減目標量については、国の「総量削減基本方針」において、今後更なる削減を行わず、従来の「削減」から「管理」への移行が示されていること、また、近年の海域の窒素、りん濃度の低下による生物生産性の低下への指摘を鑑み、数値の見直しを行いました。
	意見	岡谷委員	貧栄養化の要因の1つとして、鳥羽市の離島が採石のために山が過度に崩されていること、その他の山林においても管理が不十分なために窒素、リン以外の海の植物プランクトンにとって必要なミネラル分を含む水の循環が絶たれていることも考慮する必要があると考える。多様な主体との連携として、山林と海とのつながりを正常にするための調査および検証も含まれると良いように思う。	「きれいで豊かな海」の実現に向けては、農林水産部や県土整備部等、関係部局との連携が不可欠であり、引き続き、関係部局で相互に連携しながら国の関係省庁との連携強化し、総合的な水環境改善対策を進めていきます。
	質疑	及川委員	資料2-2p1-2, (1)-(3)：発生源別の削減目標量の参考値として令和元年度を示しているが、どのような理由があるのか。令和元年度は、窒素及びりんの環境基準の達成状況を維持しながら、生物多様性・生物生産性の視点においても望ましい水質（豊かな海）だったのか。	令和元年度は、前回の第8次計画の目標年度となっているため、実績値を記載させていただいています。
	質疑	岡谷委員	資料2-3（別表2）で、窒素含有量についての総量規制基準に係るC値（案）項番号209の値が新と旧で2倍以上の差がある数字もあるが、これらの数字を設定された判断材料のようなものがあれば、ご教示いただきたい。	伊勢湾における窒素りんの環境基準は、近年すべて達成しているため、下水処理場の栄養塩類管理運転がより柔軟に実施できるよう、今回の検討において、総量規制基準を改定し、下水道業については、国が定める基準範囲の上限まで引き上げる（緩和）こととしています。